

平成29年第7回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年5月24日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時	平成29年5月24日 午前10時00分		
閉 会 日 時	平成29年5月24日 午前10時19分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	平良木 宣 行		
	森 脇 直 美		
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	森 脇 直 美	
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		指導室長	山 田 敏 一
生涯学習課長		高 橋 俊 彦	
体育振興課長		高 橋 政 一	
管理課長補佐		渡 部 貴 志	
給食センター所長		中 尾 利都子	
海事記念館館長		稲 垣 聡	
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第34号	厚岸町学校評議員の委嘱について
	議案第35号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について
	議案第36号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について
	議案第37号	教育財産の用途廃止について
	議案第38号	奨学生及び奨学金額の決定について
6		閉会

## 平成29年第7回厚岸町教育委員会

平成29年5月24日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、平成29年第7回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

          日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、5月24日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日5月24日の1日間といたします。

          また、本日の付議事件のうち、「議案第38号」については、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思います。

          その他の議案については、公開として議事を進めたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

(はい。の声)

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成29年4月21日に開会した第6回教育委員会の会

議録の承認についてであります。会議録署名委員の平良木委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第34号「厚岸町学校評議員の委嘱について」を議題といたします。本件の提案理由と議案内容の説明をお願いいたします。

●管理課長 ただ今、上程いただきました議案第34号「厚岸町学校評議員の委嘱について」その提案理由と内容について、ご説明を申し上げます。真龍中学校長から推薦がありました同校の学校評議員について、厚岸町立学校管理規則第4条の3第3項の規定により委嘱したく、本議案を提出するものであります。学校評議員については、厚岸町学校評議員の運営に関する規程第4条の規定により、学校評議員の定数は、1校につき5名以内となっておりますが、第6回教育委員会の議案第25号において、真龍中学校は、1名のみ委嘱でありましたので、この度、4名を委嘱しようとするものであります。議案書の1ページをご覧くださいと思います。厚岸町学校評議員の委嘱についてでございます。性別、生年月日、住所、役職等は記載のとおりとなっておりますので、省略をさせていただきます。1人目は佐々木敬治さん、2人目は磯田恵子さん、3人目は三浦克宏さん、4人目は野原寿永さんで、全ての方が新任となっております。なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間となっております。以上、簡単な説明でございますが、議案第34号「厚岸町学校評議員の

委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

- 教育長           内容は、真龍中学校学校評議員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第35号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長       ただ今、上程いただきました、議案第35号厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について、その提案理由と内容を申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。平成29年3月31日で任期満了となりました、厚岸町青少年育成センター専任補導員を厚岸町青少年育成センター設置要綱第6条第1項の規定により、委嘱いたしたく、本案を提出するものでございます。1、氏名等につきましては、記載のと通りの10名で、区分は全員1号の学校職員です。なお、厚岸翔洋高等学校の学校職員以外は、すべて新任となります。2の任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。以上、大変簡単な説明でござ

ございますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長           内容は、青少年育成センター専任補導員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員           この任期と言いましょか、今回も翔洋高校の先生以外は全部新任、前回も見ますと全部新任という事で、この役に就く教員の方は、1年で代わって行くというのが、恒例となっているのでしょうか。全部新しい人ではなく、何年かの方がいて、前年度から見てどうなのか。という部分を見ながらやっ行くという事が必要ではないかなと気にしたものですから、その辺を伺いたい。

●生涯学習課長           これにつきましては、4月はじめに各学校に委員の委嘱のお願いをしております。学校の方から2名ずつの委嘱をしておりますが、学校の方では、生活指導の担当の方がこれに充てられるという事で、学校の中での生活指導の役割分担といえますか、それによって、なっていると思うので、生活指導が（前年と）同じ方であれば、当然同じ方になると思うんですけども、そういうところでの委嘱の推薦をいただいているので、新任になっているのかと思います。

●田辺委員           当然学校で、役割分担する上で決めて来るのは、わかるんですけど、生活指導の関係であれば、1年で代わるのは、どうなのかという気がするので、何か取り決めみたいなものがあるって、やってきているのか訊いてみたいなど思ったんですけど。

●管理課長           今、生涯学習課長が説明したとおりなんですけど、各学校で毎年役割分担が、話し合われます。その中で、担

当を決めるものですから、1年、1年担当が代わるというような内容になっています。

●田辺委員           内容は、わかりました。

●教育長           ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           次に、議案第36号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●体育振興課長       ただ今、上程いただきました、議案第36号厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について、その提案理由を説明申し上げます。議案書5ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会の委員につきましては、厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、第1号委員として学識経験者から、第2号委員として関係行政機関の職員から選任することとなっています。

平成27年10月1日付けで、任命された委員のうち、関係行政機関からの選出委員であります物応昌和氏については、異動により厚岸町教頭会において、役職代えとなったことから、新たに真龍中学校藤田崇充氏を任命するものであります。任期につきましては、任命年月日の

平成29年4月1日から、前任者の残任期間である平成29年9月30日となっており、住所、生年月日、性別、職業については、記載のとおりですので省略させていただきます。以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長           内容は、スポーツ推進審議会委員の任命についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第37号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長        ただ今、上程いただきました議案第37号「教育財産の用途廃止について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

今回、教育財産の用途廃止をしようとする内容は、現在、老朽化が進んでいるため入居者が無く、今後も教員住宅として、利活用を予定していない住宅とその土地であります。当該教員住宅は、厚岸町未来創生総合戦略の施策・取り組みである「移住・定住の促進」において町



おこし協力隊員の受入住宅として、厚岸町として有効に活用したいとの意向を受け、教育財産の用途廃止をしようとするものであります。

1、行政財産（公有・教育財産）廃止一覧であります。

（1）建物として、番号120号及び121号の2戸であります。面積は49.69平方メートルで、構造はコンクリートブロック造り平屋建てで、面積・構造も同じであり、建設年も同じ昭和46年に建設されたものであります。

（2）土地として、所在地、厚岸町住の江2丁目1番地、面積は340平方メートルで、あります。

2、建物の配置等であります。8ページ別紙説明資料をご覧ください。図面中央の斜線の部分が今回廃止をしようとする該当の建物と土地であります。町立厚岸病院の正面を通り、住の江の住宅街を通る町道がありますが、その町道の病院からみて、北西側の高台のところに建設されている住宅が上段4戸、下段2戸の計6戸あります。そのうちの上段4戸のうち右側の2戸は、すでに今回と同じく町おこし協力隊員の受入住宅として、平成28年4月に用途を廃止する議決をいただき、現在、転用しております。本議案を議決いただきますと、今回の2戸と合わせて上段の4戸全てが廃止となるものであります。以上、簡単な説明でございますが、議案第37号「教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●教育長                   内容は、教職員住宅とその土地に関わる教育財産の用途廃止についてです。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長                   なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           これより非公開事件の議案第38号を議題とします。  
暫時休憩いたします。休憩後の議案第38号につきましては、管理課長に出席を願います。

                  そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席ただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時14分]

[再開 午前10時15分]

●教育長           会議を再開いたします。議案第38号「奨学生及び奨学金額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

[非公開事件の為省略]

●教育長           その他、総体的に何かございますか。

                  無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

                  これをもちまして、第7回教育委員会を閉会します。  
お疲れ様でした。